

【ドイツ】右派過激主義及びヘイトクライムに対抗する法律

専門調査員 海外立法情報調査室主任 泉 眞樹子

* インターネット上のヘイトクライム等に対抗するための法律が、2021年4月に公布された。
同法は、既存データの開示に関する違憲判決と関連し、半分の条文が施行前に廃止された。

1 右派過激主義及びヘイトクライムに対抗する法律

(1) 制定経緯—違憲判決と関連した施行前の改正—

2021年4月1日に、「右派過激主義及びヘイトクライムに対抗する法律」¹が公布され、同月3日に一部を除き施行された。同法は、前年の2020年7月に連邦参議院で可決されたが、同年5月の連邦憲法裁判所の違憲判決²との関連から、連邦大統領が認証を行わなかったものである。同法は、同日（2021年4月1日）に公布された「既存データの開示に関する規制を2020年5月27日の連邦憲法裁判所の判決に由来する要件に適合させるための法律」³（翌2日施行）の第15条によって、施行前に半分が廃止され⁴、全5か条の条項法⁵となった。

(2) 法律の構成

現行法は、第1条：刑法典⁶の改正、第4条：連邦住民登録法⁷の改正、第7条：ネットワーク実施法⁸の改正、第8条：基本権（基本法第10条電気通信の秘密）の制限、第10条：施行（第7条の2022年2月1日施行と、それ以外の2021年4月3日施行）から成る。

(3) 法律の目的

連邦司法・消費者保護大臣クリスティーネ・ラムプレヒト（Christine Lambrecht）は、「ネット上で脅されたり侮辱されたりする全ての人々を守るためのものである。憎しみの波は、パンデミックの中、攻撃的になっている。誹謗中傷は、右派過激主義、人種差別、女性蔑視によるものが多い。政治的、学術的に発言した人、社会的に関与した人が、名前や外見を理由に攻撃されたり、口封じされたりするのは、民主主義社会にとって深刻な脅威である。」と述べる⁹。

2 法律の概要（主な改正部分等）

(1) 刑法典の拡充及び厳格化

- ・脅迫（刑法典第241条）：性的自己決定、身体の不可侵性、人身の自由又は重要な価値のある

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2021年7月7日である。

¹ Gesetz zur Bekämpfung des Rechtsextremismus und der Hasskriminalität vom 30. März 2021 (BGBl. I S. 441)

² 連邦憲法裁判所は、事業者の保有するデータ（既存データ）の提供に関する電気通信法（BGBl. I 2004 S. 1190）第113条等について、電話やインターネット回線の所有者の情報自己決定権及び通信の秘密の保護（基本法第10条第1項）などの基本権を侵害し、違憲であるとの判断を示した（1 BvR 1873/13, 1 BvR 2618/13）。

³ Gesetz zur Anpassung der Regelungen über die Bestandsdatenauskunft an die Vorgaben aus der Entscheidung des Bundesverfassungsgerichts vom 27. Mai 2020 (BestDaAAG k.a.Abk.) vom 30. März 2021 (BGBl. I S. 448). 全19か条。

⁴ 廃止された条（Artikel）は、第2条：刑事訴訟法の改正、第3条：刑事訴訟法施行法の改正、第5条：連邦刑事庁法の改正、第6条：テレメディア法の改正、第9条：評価。

⁵ 条項法（Artikelgesetz）とは、複数の条（Artikel）から成り、同時に複数の法律を改正又は制定する法律である。

⁶ Strafgesetzbuch in der Fassung der Bekanntmachung vom 13. November 1998 (BGBl. I S. 3322),

⁷ Bundesmeldegesetz vom 3. Mai 2013 (BGBl. I S. 1084)

⁸ Netzwerkdurchsetzungsgesetz vom 1. September 2017 (BGBl. I S. 3352)

⁹ „Gesetzespaket gegen Hass und Hetze ist in Kraft getreten,“ 1. April 2021, BMJV website <https://www.bmjbv.de/SharedDocs/Artikel/DE/2021/0401_Gesetzespaket_gegen_Hass_und_Hetze.html>

財産を脅かす行為（自動車に火をつける、等）の脅迫を行った者は、1年以下の自由刑又は罰金刑（以下「刑罰」）が科せられる。インターネットなどで公然と脅迫を行った場合は、2年以下の刑罰が科される。犯行予告も、公然と行わない場合は2年以下の刑罰に引き上げられ（改正前は1年以下）、公然と予告した場合には3年以下の刑罰が科される。これらは、インターネット上での殺人や強姦の脅迫に該当する。

- ・**侮辱（同第185条）**：公然と、会議やネット上等で他者を侮辱した者は、2年以下の刑罰が科される（改正前は1年以下）。
- ・**政治家に対する侮辱、名誉毀損、誹謗中傷（同第188条）**：改正前の名誉毀損と誹謗中傷に、侮辱も保護の対象に加えられ、自治体レベルの政治家への適用も明示された。
- ・**犯罪行為への報奨・承認（同第140条）**：将来の重大な犯罪行為を承認する行為が公共の平和を乱す可能性がある場合、そのような恐怖の風潮を作り出そうとする試み（例えば、誰かを銃殺すべきと公然と主張すること等）は、刑事責任を問われるようになる。
- ・**犯罪行為を行う旨の脅迫による公共の平和のかく乱（同第126条）**：従来の謀殺・集団殺害等に、危険な身体的危害の脅迫や性的自己決定に対する重大な犯罪が加えられた。
- ・**量刑の基本原則（同第46条第2項）**：犯行動機として、人種差別的、排外的等に加え、「反ユダヤ的」が明示された。
- ・**みなし執行担当官に対する抵抗又は実力による攻撃（同第115条）**：救急隊員への攻撃も日常化しており、2017年に現場での救急隊員への保護が強化されたのに続き、医療機関や救命救急センターでの救護職員にも保護強化が適用される。

(2) ソーシャルネットワークプロバイダーの連邦刑事庁への報告義務

ソーシャルネットワークプロバイダーは、ヘイト投稿の削除だけでなく、特定の深刻なケースについて連邦刑事庁(Bundeskriminalamt: BKA)に報告し、訴追を可能にしなければならない。この報告義務は、BKA、検察庁、プロバイダーの準備期間を確保するため、2022年2月1日から適用される。加害者を迅速に特定するために、ユーザープロフィールの最新割当てIPアドレスとポート番号をBKAに通知しなければならない。侮辱、名誉毀損、誹謗中傷は、表現の自由と区別することが困難なため、報告義務の対象外とする。報告義務の対象は、次のとおり。

- ・違憲組織のプロパガンダ資料の拡散とシンボルマークの使用（刑法典第86条、第86a条）
- ・国家を危険にさらす重大な暴力行為の準備・手引き（同第89a条、第91条）
- ・犯罪・テロ組織の結成・支援（同第129条から第129b条まで）
- ・民衆扇動・暴力表現（同第130条、第131条）
- ・犯罪行為を行う旨の脅迫による公共の平和のかく乱（同第126条）
- ・犯罪行為への報奨・承認（同第140条）
- ・生命、性的自己決定、身体の不可侵性又は人身の自由に対する犯罪の脅迫（同第241条）
- ・児童ポルノの頒布等（同第184b条）

(3) 住民登録の情報ブロック簡易化

脅迫、侮辱、ストーカー行為などの被害者が、自らの住民登録上の情報をブロックすることを容易にし、住所の情報流出を防ぐことを可能にする（連邦住民登録法第51条改正）。今後、住民登録官庁(Meldebehörde)は、当事者が職業活動又はボランティア活動により敵意や攻撃が向けられやすい集団に属するかどうかを考慮しなければならない。連邦登録法に基づく情報ブロックの場合、選挙名簿記載候補者に（従来どおりには）居住地が記載されなくなる。